

# 第3回京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 開催結果概要

(※ 項目別の主な意見要旨)

## 1 日時・場所

令和5年10月4日(水) 午前10時~12時30分/京都府公館第5会議室

## 2 出席者

### (1) 委員

阿部委員、石塚委員、久保井委員、桑村委員、小林委員、柴田委員、諏訪委員、谷口委員、椿原委員、中川委員、平井委員、藤岡委員、三井委員、森田委員、山本委員

### (2) 京都府

京都府文化生活部長、同部副部長、安心・安全まちづくり推進課長 他関係課

## 3 議事の概要等

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の中間案について

## 第1章 計画改定の基本的な考え方

### <計画の検証・見直しについて>

- 「計画と現実のギャップから見た課題」と「あるべき姿から見た課題」があると考えている。あるべき姿から見た「課題」を踏まえ、第1章の計画改定の基本的な考え方の中に外部委員の意見を聴取しつつ、改定を行うことを入れていただいている。この計画が正しいかどうか、計画と現実のギャップだけでなく、社会情勢の変化に伴い生じてくる課題など総合的に捉えた見直しをしていただきたい。
- この計画が順調に進んでいるかは、毎年検証していくことが必要であり、検証の仕方は事務局で検討していただきたい。当然1年では到達できないことや、5年間では完成しないものもあると思うが、どういう方向を向いているかを検証する必要がある。

## 第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

### <府民協働防犯ステーションについて>

- 「府民協働防犯ステーションの更なる活性化と新たなコミュニティ形成による地域防犯力の向上」という項目と内容であるが、「新たなコミュニティ形成」は、どういう活動や実態を指しているのか分かりにくい。府民協働防犯ステーションが、新たな活動体や団体を作っていくのは難しいとは思っているので、「地域にある様々な団体の更なるネットワーク化」などとした方が、5年という計画のスパンを考えたときには実現可能性が高いと思う。
- 「施策に盛り込んだ理由」に、府民協働防犯ステーションが地域のコミュニティ形成に寄与するということが書かれていて、この視点はすごく大事だと思う。「府民協働防犯ステーションの更なる活性化」というのは、すごく幅が広いので、「府民協働防犯ステーションによる地域コミュニティの更なる醸成への寄与」など、もう少し具

体的にどういう方向性で活性化していくのか、活動を展開していくのかを、施策とセットで考えていく必要がある。

### <空き家・空き地対策について>

- 「防犯環境の整備による地域防犯力の向上」という項目は、防犯環境設計に関わることで主だと思われる。その場合、もう少し広い意味で、良好な住環境の形成について防犯活動とどう関わるのかという視点が、一つ重要ではないかと思う。割れ窓理論は有名だが、割れ窓が生まれる原因は、空き家になるからである。空き家になってからの犯罪の温床にならないようにとの防犯活動に加えて、空き家予防の視点から空き家・空き地対策に取り組む部門への働きかけというのも重要ではないかと思う。空き家・空き地対策と連携した良好な住環境の形成を、一つ項目立てて進めていただきたい。

### <外国人への支援について>

- 在留外国人というくり方が大ざっぱすぎるのではないかと思う。この中には永住者や技能実習生なども含まれているので、技能実習生・留学生などとくりをしっかりと、どこかに重点を置いて、決めていくということが重要であると思う。また、行政のいわゆる国際交流関係の支援は遅れており、割と民間のNPOが日本語の指導や生活に関わる様々な支援をしたりしているので、文化理解や多文化共生などの言葉が入ってきてよいのではないか。
- 犯罪被害者を支援する民間団体では、被害に遭われた外国人の方の支援が非常に大きなテーマになっている。昨今、外国人の被害が増えてきているが、国の施策を見ても、犯罪被害者の手引きの英語版を作成するなどの段階である。この点は、これから国としても取り組んでいくべきであり、我々民間としても取り組んでいくべきであるので、外国人の問題については、第4章に入れていただきたい。

### <基本方針の数値目標について>

- 刑法犯認知件数1万5,000件を指標に掲げることはやめたほうが良い。この3年ほど、認知件数が減っていたのは、コロナ禍の影響があったからである。今はそれが元に戻っているだけで、今後も認知件数はおそらく更に増えていくとみるのが一般的であり、認知件数を数値目標にして評価するのは古いやり方である。

### <安心の考え方について>

- 大阪府寝屋川市からの受託により研究をしたが、犯罪捜査をする人が、そこら中にいたり、あちこちに監視カメラが置いてあるようなところは、不安感が高まる一方で、ごみの処理をすぐ対応するとか、公園の壊れたところを直してくれるとか、空き家対策してくれるというところは、地域の人たちの安心感を高めている。その研究で分かったことは、「市政に関心を持っている人は安心している。関心のない人は不安である。」ということであり、皆さんに日常生活に関することや福祉的支援などをきちんとやっているということを認知していただくことが大事だと思う。

### <言葉の表現について>

- 色々な障害があるということは、個性の一つであるため、健常者と障害のある人という線引きは良くない。男女という単一的な引き方や「在留外国人に係る取り組み」の記載も良くない。在留外国人というのは、京都府民であり、長期的に日本に住んでおられる方ではないのか。差別的なものになるので「在留」は外すべきである。

### <性犯罪への対策>

- 性教育の対象は子どもだけではなく、年の嵩がある人にも必要であるとする。従来の性モラルの観点から、コミュニケーションの取り方がハラスメントや犯罪になっていたりすることから、研修やパンフレットで啓発ができないかと考える。

### <計画案の作成について>

- 今の計画案は、施策を盛り込みすぎだと思う。もっと絞り込んで、できることをしっかりとやっていくという形の方がよい。特に性犯罪に関しては今一番関心が大きく、メディアも敏感になっており、これを対策していかないといけない。これをクローズアップしてやらないと、子どもたちが成長していく段階で深く傷つき、不安になり、そして社会に対する不満が出てくる。そして、それがまた将来の犯罪に繋がるので、成長期の子どもたちに関する安心安全については、本計画の目玉にする形で絞り込みをしたほうがよい。

### <関係各課の連携について>

- 章を分けているが、この計画は一体ということ認識しておく必要がある。例えばコミュニティの問題などが根底にあり、それにどう対処するかについては、第2、3、4章が全て連動しないと解決出来ない。その際に、関係各課がどれだけ連携できるかということに尽きる。関係各課がどれだけ、様々な課題等に目が行き届くかという話になるので、今まで以上により連携の実効性が求められることになる。

### <誰もが理解できる予防対策について>

- 第2章の少年非行・犯罪被害者の予防のところ、現場の方では、発達障害の方、知的障害の方がかなりおられ、その方々と面談をさせてもらったときに、何度も何度も説明しないと理解が難しいという現状があり、犯罪被害に遭ってから、それを理解する形になっている。そのため、予防の段階で、障害のある方にもわかるような予防対策をどこかに織り込んでいただきたい。

## 第3章 再犯防止施策の推進

### <基本方針の考え方>

- 基本方針として、「犯罪をした者等（薬物依存症、障害等、医療・福祉的措置が必要な人を含む）」という書き方では限定的な表現になるため、広く「犯罪や非行をした人等」と記載していただきたい。具体的施策で対象ごとの支援について触れているため、ここであえて列挙する必要はないと考える。全体を通して、文言の修正につい

て相談されたい。

- 再犯防止施策は府民の理解が得られにくいことがあるのではないかと思います。何のための再犯防止か、再犯防止施策の目的として掲げられている、「新たな被害者を生まないため」という文言を基本方針に盛りこんではどうか。

### ＜入口支援に係る関係機関との連携＞

- 当事者の入口支援については警察に身柄がある段階での問題が出てくる。何らかの福祉支援が必要であると認識されずに釈放するのではなく、例えば受入体制の整備された福祉関係機関等につなぐ等のフォロー体制の構築について、警察当局に御協力いただきたい。例えば、司法手続きの前段階にある微罪処分にも至らず釈放される人や、繰り返し通報されてしまうような人が、地域社会に戻ることへのフォローにあたり、警察官の個人的な努力に頼っている側面があるため、福祉関係機関等につなぐためのシステムを検討する必要がある。また、福祉関係機関等から警察に相談したい場合の窓口の設定など、双方の連携がスムーズにいくための仕組みが求められている。
- 入口支援のための体制整備が必要。身柄が留置所にある段階から、担当弁護士から福祉関係機関についての情報提供などがされているように、「回復に向けた支援先につなぐ」という共通認識が重要なため、行政機関は警察や関係機関との勉強会や、情報共有等の役割を担えないか。また、京都には様々な民間団体があり、サポートをする体制がよくできている。そうした民間支援団体との連携や、サポートを実施する必要がある。
- 社会福祉協議会では、「福祉サービス利用援助事業」として、犯罪をした方について、検察庁から相談を受けている。対象者が必要とする、就労、医療・福祉的支援、金銭的な問題に対する支援等、様々な担当者で構成した支援チームをつくり、受け入れている。対象者は釈放後、すぐに地域での生活が始まるため、対象者に必要な支援が何か精査しながら対応しているが、民間の関係機関だけでは制度として弱い部分がある。
- 対象者が地域社会に戻るにあたり、民生委員等に協力いただき、地域住民に「犯罪をした人」と知られることなく、見守る体制を構築する必要がある。高齢者であれば、地域の高齢者コミュニティにつないでいただく等の地域住民との関係づくりが重要になる。このような支援活動に行政・関係機関にも協力いただきたい。

### ＜当事者の声を聞く場づくり＞

- 再犯防止のための入口支援では、対象者の成育歴や、今まで生きてきた中での物事の捉え方・考え方、犯罪に至った経緯について言葉に出してもらい、一緒に考える場づくりが重要になる。福祉的支援については、ただ関係機関につなぐだけではなく、対象者本人の同意をとるプロセスの中で、対話を通して本人が「自分の人生を選んだ。」という実感を持ってもらうことが重要。

## 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

### ＜生活再建のための経済的支援等への取組について＞

- 生活再建のための経済的支援等への取組について、支援調整会議が犯罪被害者全体の生活再建を支援するというように読めるため、支援調整会議が核になり、犯罪被害者全体に及ぼすような表現にしてもらう方が良いのではないかと考える。

### ＜日常生活支援について＞

- 日常生活の支援は、国の基本計画にはないため、京都府独自の支援であるが、市町村における日常生活支援の有無により、犯罪被害者がどこに住んでいるかで受けられる支援に差が出てしまう。京都アニメーション放火事件でも、この日常生活支援の要望が強かったことから、何か具体的な施策を検討いただきたい。
- 日常生活の支援では早期に介入することが必要であるが、イギリスのヴィクティムサポートというのは、警察から支援が必要という話があると、被害届の段階で民間団体から心理的なサポートをする方、行政的なサポートをする方の2人が被害者の自宅まで行き、話を聞くようである。このような警察とも連携した早期介入があれば良いと思う。
- 京都アニメーション放火事件の時には、あるボランティアの方が早期から支援されていた。大きな被害の時だけでなく、支援を行ってもらえるようNPO等の民間の方々とも連携して、このような方々の組織化をサポートするようなことができないかと考える。
- サポートの構成ではイギリスは先取りしており、なかなかイギリス並みにはいかない。日本では人材や資金がうまく回っておらず、これは全国的課題である。国において、サポートを強化しようと動いているが、ボランティア体制の充実強化とともに専従人材の充実への財源確保は必要であり、都道府県や市町村任せでは動けないため、今後、国に対して要望していく必要がある。

### ＜ワンストップ窓口の充実について＞

- 市町村のワンストップ窓口の充実とは、具体的にどのようなことを言うのか。市町村の窓口では、犯罪被害者が相談に来られた場合、適切な機関に繋ぐことが主な業務になると考えている。市町村では、犯罪被害者に限らず、生活に困られた方が来られた場合には即対応しなければならないため、例えば住居に困っておられる方であれば、その日から福祉住宅を準備する必要がある。
- 市町村の窓口で犯罪被害者が相談に来られて、早期の支援が必要となる場合、どう対応するのか、支援するためのルートはどうか等、もう一度検証する必要がある。初期対応は警察であるため、どのような対応をしている現状なのかも確認する必要がある。
- 一つの窓口で対応できる体制が自治体側に求められているが、例えば消費者問題で最初にワンストップ窓口で対応した先進的な自治体がある。問題を抱える方が来られたら、関係部課が一堂に会して、問題を解決できる仕組みになっている。多くの自治

体では専従でない場合が多いであろうが関係する担当者間の連携の在り方を試行錯誤しながら形成しワンストップ窓口サービスの実現・運用が必要である。

- フォロー体制充実の問題はこれまでも課題であった。京都府の場合、警察が初期対応して、その後の対応は犯罪被害者支援センターが担っているが、事案によってその体制がバラバラにならないようにコントロールすることが求められている。恒常的に体制強化が求められる犯罪被害者支援センターと警察の犯罪被害者支援担当との連携強化とともに、支援調整会議がその役割を果たすために人材と財源が肝要である。
- 被害に遭われた方は気力も体力も集中力もなくなっているので、行政の窓口に行くことができただけでも、まず初めの一步になる。行政の担当者は困り事を聞きながら、被害に遭われた方の気持ちをしっかりと把握して、対応していただきたい。
- 犯罪被害者が市町村窓口で相談した場合、被害者自身が様々な関係課を回るような仕組みではなく、窓口1ヶ所で全て対応できるようにするのがワンストップ支援体制である。

### <特殊詐欺対策について>

- 特殊詐欺は地域に根差している部分があるので、広報をいろいろな地域で変えながら実施するのが良いのではないかと。警察が行うと防犯になるが、行政は、こういう支援があるのか、銀行口座はこのようにしたら良い等の広報をしていくのはどうか。
- 民法の成人年齢が18歳に引き下げられたので、高校3年生がクレジットカードを作ることができる状況になっている。競馬の馬券をクレジットで買えるようになり、お金がなくなったため、闇バイトを行う子もおり、若い人達のお金の管理など、対策を考える必要がある。

### <情報の提供について>

- 被害者の方への情報提供という面で、各々の方から各々のパンフレットが出てくるため、どこに連絡したらいいかわからないという話を聞く。一貫した流れとその時期毎に必要な情報提供を考えていただきたい。また、被害者からすると、ずっと同じ事件に関わっているのに、それぞれの情報が切れているので、情報をもう少しまとめていただくことも必要と考えている。

### <広報啓発について>

- 被害を受けた後の啓発なのか、被害を受けないようにする啓発なのか、様々なところに関連しているが、特に被害を受けられた方に対する配慮など一般の方への理解はまだ深くないので、二次被害を含めて文言をどのようにするのか検討いただけきたい。